

令和 4 年度 新潟市浄化槽設置整備事業 補助金制度説明会

 新潟市環境部環境対策課

説明会の内容

- 1 制度の趣旨
- 2 制度の概要
- 3 運用の変更点
- 4 留意事項

※本日の説明は、令和4年度予算成立の場合の内容です。

制度の趣旨

- 汚水処理施設の普及拡大
- 汚水処理設備の早期の普及と
持続可能な汚水処理対策



合併処理浄化槽設置補助金

制度の概要

- ① 補助対象区域
- ② 補助対象者
- ③ 補助対象工事
- ④ 補助対象経費
- ⑤ 補助金額（補助限度額）

制度の概要 ①：補助対象区域

- **合併処理浄化槽整備区域**
従来の補助対象区域と同じ区域
- **合併処理浄化槽移行区域**
下水道の整備計画を改め、 汚水処理
を合併処理浄化槽で行うとした区域

制度の概要 ②：補助対象者

本市の特定の区域で、住宅等に浄化槽
を設置し居住する人

※ 以下は対象外

☑ 事務所や工場、店舗等単体の建物

(併用住宅の住宅部分は対象)

☑ 共同住宅 ☑ 販売や譲渡を目的とした住宅等

☑ 賃貸住宅の賃貸人

(賃貸人の承諾を得た賃借人であれば対象)

制度の概要 ③：補助対象工事

全ての補助対象区域で適用

- 既存住宅における合併処理浄化槽への設置替え(転換)工事（単独処理浄化槽又はくみ取便槽からの設置替え）
- 既存住宅の建替え等に伴う合併処理浄化槽の設置工事
(同一敷地内に限る)

合併処理浄化槽移行区域に限り適用

- 住宅新築に伴う合併処理浄化槽の新規設置工事

制度の概要 ④：補助対象経費

工事区分	本体設置工事	宅内配管工事	単独撤去工事
①設置替え (転換)	○	○	○
②建替え設置 (同一敷地)	○	○	○
③新築設置 (移行区域限定)	○	×	×

制度の概要 ⑤ : 補助金額(限度額)

区分	単独転換 (建替え含む)	くみ取転換 (建替え含む)	新設 (区域限定)
5人槽	450,000円	540,000円	450,000円
7人槽	570,000円	660,000円	570,000円
10人槽	810,000円	900,000円	810,000円

制度の概要 ⑤：補助金額(限度額)

単独からの転換等

宅内配管工事費を上乗せ補助：30万円上限

単独撤去工事費を上乗せ補助：9万円上限

くみ取便槽からの転換等

宅内配管工事費を上乗せ補助：30万円上限

制度の概要 ⑤：補助金額(限度額)

○ 上乗せ補助利用時の上限額

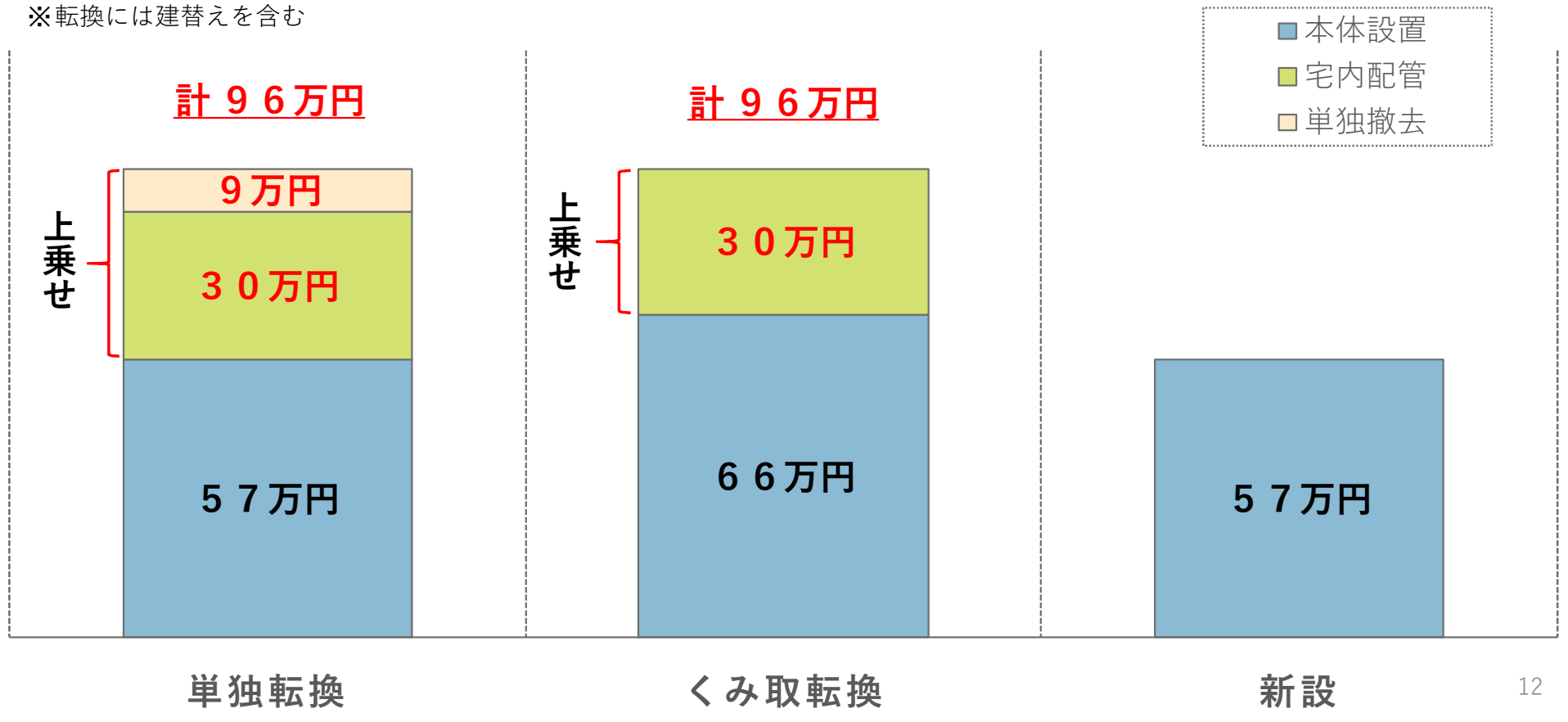
区分	単独転換 (建替え含む)	くみ取転換 (建替え含む)	新設 (区域限定)
5人槽	840,000円	840,000円	450,000円
7人槽	960,000円	960,000円	570,000円
10人槽	1,200,000円	1,200,000円	810,000円

※ 宅内配管または単独撤去工事の補助を利用しない場合は、それぞれの補助金額を減じた額

制度の概要 ⑤：補助金額(限度額)

上乘せ補助利用のイメージ（7人槽設置工事例）

※転換には建替えを含む



運用の変更点

- ① 転換、建替え等の工事における
撤去工事の取り扱い
- ② 確認書兼同意書の追加
- ③ 仮申請の追加

運用の変更点①

：撤去工事の取り扱い

- 令和4年度より、くみ取転換時の宅内配管工事費が国補助の対象に追加されます
- 国の示す「転換」は既設汚水処理施設の撤去とのセットが原則

国の「転換」の考え方に合わせ、既設の汚水処理施設の完全撤去をお願いします。

- 既設の汚水処理施設：単独処理浄化槽・くみ取り便槽
- 宅内配管工事を上乘せ申請する場合も、全て既設の汚水処理施設を撤去したか確認できる写真等が必要
- 撤去費上乘せがない場合も、添付書類が必要

完全撤去出来ない場合の補助要件は、
以下の**全ての要件をみたした場合のみ**

- ① 撤去することで、周辺構造物の強度が不足するなど
周辺地盤、生活環境保全上の悪影響が生じる場合
- ② 撤去をしないことで、周辺への生活環境保全上の影響
が生じない場合
- ③ 土地の所有者などにより、残置物の管理・保全、維持
管理が適切に行われる場合

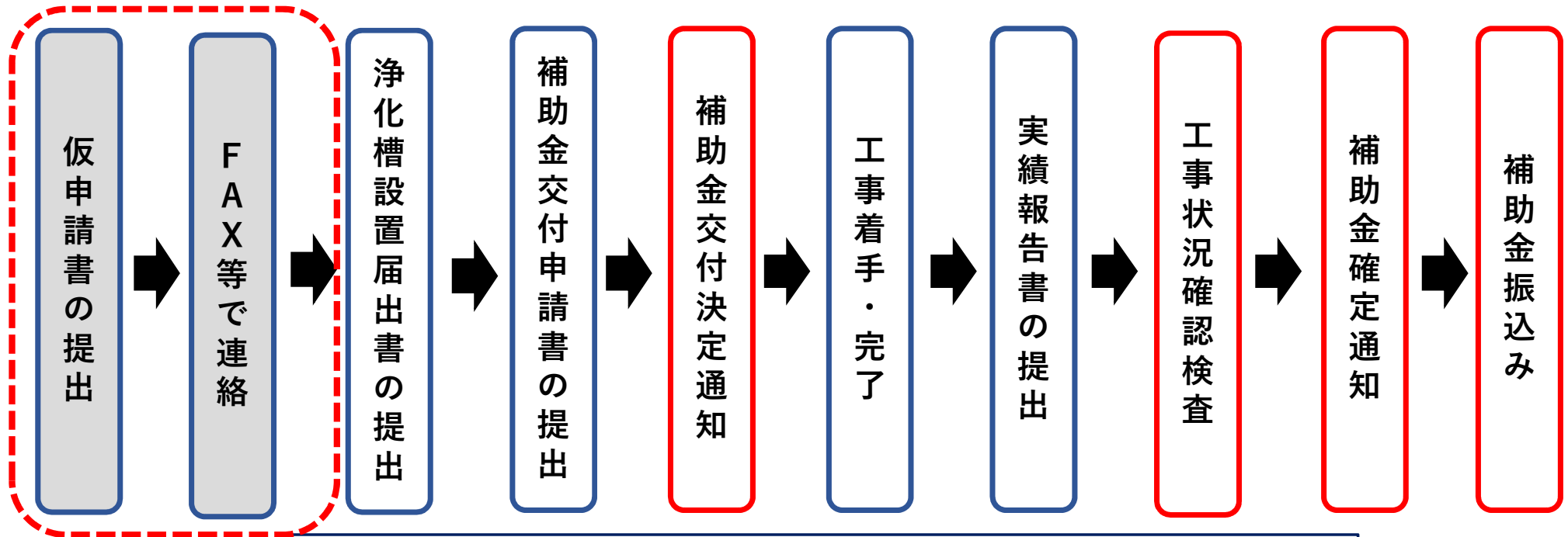
運用の変更点②：確認書兼同意書 (資料2) の追加

- 申請者に補助金制度利用上の注意事項を
チェックリスト形式で確認
- 撤去方針（撤去実施・有効活用・撤去に
支障あり）の確認
- 補助金審査時に申請者の調査を可能とする
同意に関するもの

運用の変更点③：仮申請の追加

通常申請（現行）	仮申請（新）
<p>①申請書・添付書類一式を提出</p> <p>②審査 → 通知書の送付【予算確保・交付決定】</p>	<p>①仮申請書・見積書・配管図面・補助金対象区域確認書を提出</p> <p>②仮申請の確認 → 受付番号付与</p> <p>③番号付与日より60日以内に本申請</p> <p>※期日を過ぎても申請が無い場合、仮申請取消</p>

補助手続きの流れ



仮申請書は環境対策課にご提出ください。
交付申請書及び実績報告書の提出先は、浄化槽を設置する区の「区民生活課(中央区は窓口サービス課)」です。

仮申請後の内容変更について

- ① 図面等の軽微な変更は**申し出不要**
- ② 同居家族間の申請者の変更は**認める**
- ③ 申請金額の増減は**認める**
- ④ 設置住所の変更は**認めない**

要連絡

※ 仮申請の変更・取消しの際は、早急に連絡してください。

仮申請：その他

- 本申請・仮申請共に同日に提出されたものは、提出された時間によらず同等に扱います。
- **明らかな不備がある場合は受けません。**
- 予算を超えた場合は仮申請のみ受付し、キャンセル及び予算の追加時にお知らせします。
その後、本申請の手続きに移行となります。
- **期間内に本申請出来なかった場合、仮申請の有効期間の延長は認めません。**

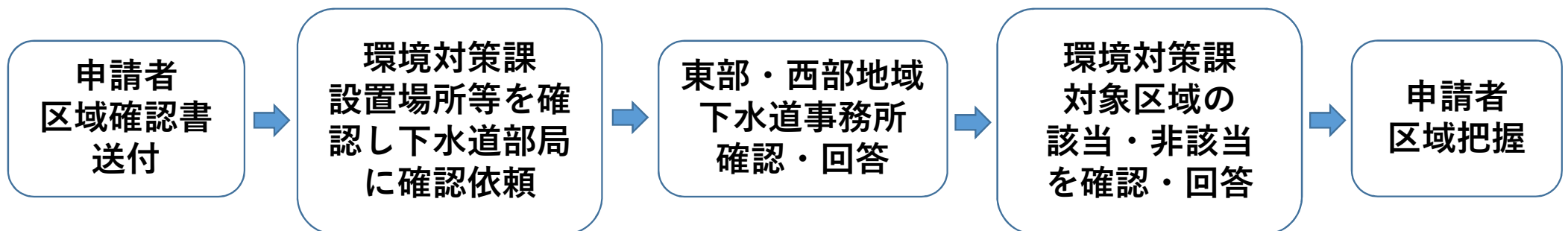
留意事項

- 1 補助対象区域の確認について
- 2 起点・屈曲点における柵の設置について
- 3 提出書類のチェックリストについて

留意事項：1 補助対象区域の確認について

- ホームページに補助対象区域の地図を掲載してありますが、あくまでも参考資料です。詳細な地形、道路など**最新の情報**が反映されていない場合があります。
- 補助金の交付申請の審査の際、補助対象区域の確認がないと、**審査に時間が掛ります**。余裕をもって**事前**に区域確認は済ませて下さい。

区域確認の流れ

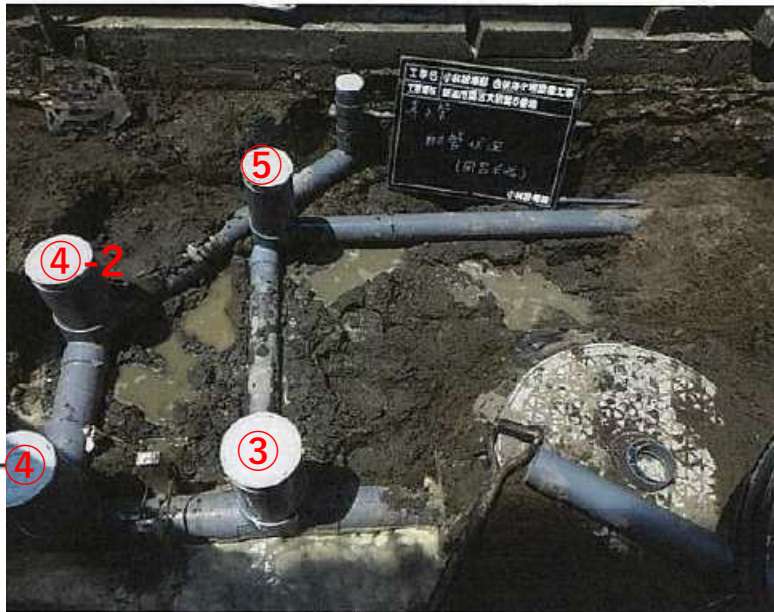


留意事項： 2 起点・屈曲点における 枘の設置について

日本環境整備教育センター浄化槽施工技術テキストより
【枘の設置位置の留意点】

- ① 起 点…各排水が屋外に出た所に枘を設ける
- ② 屈曲点…**45度以上の屈曲点**、落差のある所に設ける
- ③ 合流点…2系統以上の排水の合流点に設ける
- ④ 間 隔…直線部分においても管路の点検や清掃が行える間隔に設ける

配管図の柵と写真の柵の位置が分かるように番号を入れて下さい。



流入配管
柵設置状況
③
(浴室からの排水管)
④
(洗面台・脱衣場からの排水管)

留意事項：

3 提出書類のチェックリストについて

- 申請者がどんな書類が必要か、内容の間違えがないかを確認するため、チェックリストを作成しました。
 - ・ 交付申請用
 - ・ 実績報告用
 - ・ 本体設置工事用
 - ・ 宅内配管工事用
 - ・ 単独浄化槽撤去用
- 申請時に添付の義務はありませんが、必ずチェックして漏れ等がないことを確認してから提出して下さい。

その他

○審査期間等の考え方

- ・・・民法が定める期間計算に合わせます。

【初日不算入】

例) 設置届出年月日の審査期間(10日)が経過しているか?
4月1日に設置提出→翌日の2日から数え始める→4月11日まで
が審査期間→4月12日以降に交付申請が出来ます。

○使用開始報告書の提出は忘れずに。

問い合わせ先

所属	所在地	電話番号
環境対策課水環境グループ (仮申請提出先)	中央区学校町通 1 - 6 0 2 - 1 本庁舎 2 F	☎ 025-226-1371
北区区民生活課生活環境係	北区東栄町 1 - 1 - 1 4	☎ 025-387-1295
東区区民生活課生活環境係	東区下木戸 1 - 4 - 1	☎ 025-250-2285
中央区窓口サービス課生活環境係	中央区西堀通 6 - 8 6 6 NEXT21 4 F	☎ 025-223-7168
江南区区民生活課生活環境係	江南区泉町 3 - 4 - 5	☎ 025-382-4254
秋葉区区民生活課生活環境係	秋葉区程島 2 0 0 9	☎ 0250-25-5678
南区区民生活課生活環境担当	南区白根 1 2 3 5	☎ 025-372-6145
西区区民生活課生活環境係	西区寺尾東 3 - 1 4 - 4 1	☎ 025-264-7261
西蒲区区民生活課生活環境係	西蒲区巻甲 2 6 9 0 - 1	☎ 0256-72-8312

引き続き

**合併処理浄化槽への転換につきまして
ご理解・ご協力をお願いいたします。**

ご清聴ありがとうございました。